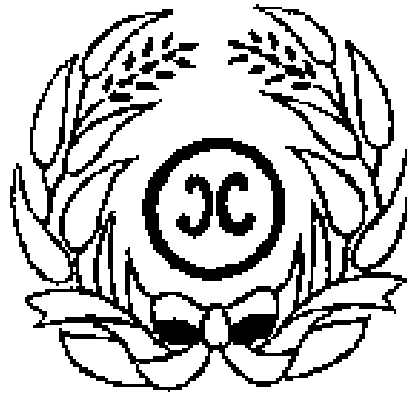


P T A規約



令和 3 年 11 月 24 日

伊丹市立稲野小学校 P T A

■ この会則は、卒業時まで大切に保管してください

目次

伊丹市立稲野小学校 P T A 会則.....	1
第 1 章 名称.....	1
第 2 章 目的及び活動方針.....	1
第 3 章 会員.....	1
第 4 章 役員、会計監査、顧問.....	2
第 5 章 会議と運営.....	3
第 6 章 個人情報.....	5
第 7 章 会計.....	5
第 8 章 出張費.....	6
第 9 章 規定.....	6
第 10 章 細則.....	6
伊丹市立稲野小学校 P T A 個人情報取扱規定.....	7
伊丹市立稲野小学校 P T A 役員、会計監査及び委員選出規定.....	10
第 1 章 総則.....	10
第 2 章 役員及び会計監査の選出.....	10
第 3 章 理事及び委員の選出.....	10
第 4 章 任期.....	10
第 5 章 改正.....	11
伊丹市立稲野小学校 P T A 会費規定.....	12
伊丹市立稲野小学校 P T A 慶弔規定.....	13
委員会及び委員選出細則.....	14

伊丹市立稲野小学校 P T A 会則

第 1 章 名称

- 第 1 条 本会は伊丹市立稲野小学校 P T A と称し、事務所を伊丹市昆陽 1-175 伊丹市立稲野小学校内に置く。

第 2 章 目的及び活動方針

- 第 2 条 本会は任意団体であり保護者と教職員が協力して、家庭、学校、社会における児童のすこやかな成長をはかることを目的とする。
1. 民主的教育に対する理解を深め、よりよい保護者、よりよい教師になるようにつとめる。
 2. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童の心身の健全な育成をはかる。
 3. 地域並びに学校の教育的環境をよくするようにつとめる。
 4. 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。
 5. いかなる政治、宗教活動及び営利を目的とした活動をしてはならない。
 6. 児童の教育、福祉のために活動し、他の社会教育関係機関とも協力する。
 7. 保護者は学校の人事及び管理に干渉しない。

第 3 章 会員

- 第 3 条 本会の会員は稲野小学校の児童の保護者及び教職員とし、本会の円滑な運営をはかるため事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。
- 第 4 条 本会の会員になることのできるものは、学校に在籍する児童の保護者と教職員とする。
1. 保護者は本校に児童が入学又は転入した日をもって入会することができ、本校を卒業又は転出した日に退会する。教職員は本校に着任した日をもって入会することができ、教職員が退職した日又は離任した日に退会する。
 2. 会員はすべて所定の会費を納めて、第 2 章の目的を達成するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。
 3. 保護者については児童が属する世帯を、教職員については個人を単位として、一世帯又は一個人を一会員として換算し、その合計を会員数とする。同一世帯内に複数の児童が属する場合、その世帯は一会員として扱う。
 4. 本会の議決権については、一会員あたり一票を有するものとする。

第5条 会員である保護者あるいは教職員は、自分の意志にていつでも自由に休会・退会することができる。

1. P T A活動ができず休会を希望する場合は、書面にて休会届（様式問わず）を本会に提出し、承諾を得なければならない。但し、休会期間は事由発生日から事由消滅日までとする。
次期も同じく休会する場合は、改めて書面にて休会届を本会に提出し、承諾を得なければならない。休会の期間中は会員としての義務は一時休止とし、会員の権利を保障するため会費は支払うこととする。
2. 退会を希望する場合は、書面にて退会届を本会に提出し承諾を得なければならない。退会の承諾日をもってP T A事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を喪失する。退会の場合、既納の会費は返納しない。

第4章 役員、会計監査、顧問

第6条 本会に次の役員、会計監査、顧問を置く。

1. 役員
 - 会長 1名
 - 副会長 2名以上
 - 書記 2名以上（教職員1名を含む）
 - 会計 2名
2. 会計監査 2名
3. 顧問 校長 他若干名

第7条 役員、会計監査、顧問の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
会員を必要に応じて、召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会務を代理する。
3. 書記は会の活動状況を記録し、会の事務を処理する。
4. 会計は会計事務を処理する。
5. 会計監査は会の会計を年2回以上監査し、総会で報告する。
6. 顧問は会長の諮問に応じ、要請があればすべての会議に出席し助言をすることができる。ただし評決には加わらない。

第8条 本会に次の理事及び委員を置くことができる。

1. 理事
 - 学年委員長 副委員長
 - 専門委員長 副委員長
 - 地区愛護委員長 副委員長
 - 教職員委員長 副委員長
2. 委員
 - 学級委員（学年委員、専門委員）
 - 地区愛護委員
 - 教職員委員

第 9 条 理事及び委員の任務は次の通りとする。

1. 理事は会の運営に関する事項を審議し、委員相互の連絡をとる。
2. 委員は担当する会の活動をよく理解し、運営に協力する。

第 10 条 役員及び理事、委員の選出は別に定める役員、会計監査及び委員選出規定による。

第 5 章 会議と運営

第 11 条 本会は次の会議をもつ。

1. 総会
2. 理事会
3. 役員会
4. 常置委員会
 - (1) 学年委員会（各学年）
 - (2) 広報委員会
 - (3) 文化委員会
 - (4) 保体委員会
 - (5) 地区愛護委員会
 - (6) 教職員委員会
5. 特別委員会
 - (1) 選考委員会
 - (2) イベント教養委員会
 - (3) ベルマーク委員会

（総会）

第 12 条 総会は本会の最高議決機関で、全会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。

1. 総会を招集する場合は、開催日の 7 日前までに日時・場所・目的たる事項を記載した文面により通知する。
2. 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。
ただし委任状の提出をもって出席に代えることができる。
3. 総会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
賛否同数の時は議長の決定によるものとする。
4. 会則の改廃については出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
5. 議長は会長が担うこととする。
6. 役員は議決に加わらない。

（定期総会）

第 13 条 定期総会は、毎年 5 月上旬までに開催し、内容は次の通りとする。

1. 前年度の活動報告及び決算の承認。
2. 役員及び会計監査、顧問の承認。
3. 新年度活動方針及び予算の審議、承認。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事項の決議。

(臨時総会)

第14条 臨時総会は、次のいずれかの場合に30日以内に会長が招集する。

1. 会長が必要と認め、理事会で承認を得た場合
2. 全会員の3分の1以上の要求があった場合

(総会の書面開催)

第15条 総会を書面にて開催することができる。その場合、書面開催審議とした事由及び議案事項を会員に通知して意見聴取と議案採決を行い、その結果を会員に通知する。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

1. 総会の日時及び場所
2. 出席会員数
3. 議事の経過の概要及びその結果

次に掲げる者は、議事録に署名するものとする。

1. 議長
2. 総会に出席した会員の中から総会において議長が指名した2名以上の議事録署名人

(総会資料の管理)

第17条 会長は、総会の7日前までに次に掲げる書類を本会に備えるものとする。

1. 活動報告書
2. 収支決算書
3. 財産目録

(理事会)

第18条 理事会は理事及び役員で構成する。

第19条 理事会は理事の3分の2以上の出席により成立する。

第20条 理事会の議決は規約の改廃については出席者の3分の2以上、その他の議決については過半数の賛成を必要とする。

第21条 理事会の内容は次の通りとする。

1. 総会で議決、承認された事項の運営、執行。
2. 総会に提出される議案の審議並びに作成。
3. 暫定予算、補正予算、特別会計予算に関する審議。
4. 役員の欠員に対する処理。
5. 各委員及び役員会その他より提出された諸事項の審議及び処理。
6. その他緊急を要する事項の処理。

(役員会)

第22条 役員会は会長、副会長、書記、会計で構成し、会長が必要と認めた時に開催する。

第23条 役員会の内容は次の通りとする。

1. 事業計画並びに予算案及び総会に提出する議案、報告書の作成。
2. 理事会から委任された事項の処理。
3. 特別委員会の設置。
4. その他緊急を要する事項の処理。

第24条 特別な事情により理事会を開催できない場合は、この会にて審議し議決することができる。ただし、緊急を要する事項に限る。

(委員会)

第25条 常置委員会は学級委員、地区愛護委員及び教職員委員で構成する。

第26条 委員会は各委員長が必要と認めた時に開催する。

第27条 各委員会は本会の活動方針に従い、理事会の承認を得て活動する。

第28条 特別委員会は必要に応じ設けることができる。
委員及び委員長は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第29条 本会のすべての委員会、集会等は、内容を会長に報告する。

第6章 個人情報

第30条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規定」に定め、適正に運用するものとする。

第7章 会計

第31条 本会の運営費は、会費及びその他の収入で支弁する。

第32条 会費は一会員あたり定められた金額を納付する。

第33条 本会は徴収事務に関する事項を学校に委任する。

第34条 本会の会計年度は、4月21日から翌年4月20日までとする。

第35条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に支出、または使用してはならない。

第 36 条 本会の会計は一般会計と特別会計に区分する。
特別会計は一般会計の収入・支出と区分して経理する必要のある場合
設けることができる。

第 37 条 当期の決算において剰余金が生じた場合は、次年度会へ繰り越すこと
とする。

第 8 章 出張費

第 38 条 本会の活動のため出張した場合は、必要な実費を支給する。

第 9 章 規定

第 39 条 会長は総会の承認を得て本会の運営に必要な規定を定めることができ
る。

第 10 章 細則

第 40 条 会長は総会の承認を得て本会の運営に必要な規定を定めることができ
る。

付 則

この会則は昭和 43 年 5 月 12 日より施行する。

平成 10 年 4 月 29 日	改正
平成 12 年 4 月 29 日	一部改正
平成 19 年 4 月 28 日	一部改正
平成 20 年 4 月 26 日	一部改正
平成 28 年 4 月 29 日	一部改正
平成 30 年 4 月 28 日	改正
令和 3 年 11 月 24 日	改正

伊丹市立稲野小学校 P T A 個人情報取扱規定

第 1 章 目的

- 第 1 条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

第 2 章 責務

- 第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 章 管理者

- 第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A 会長とする。

第 4 章 取扱者

- 第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員及び委員とする。

第 5 章 秘密保持義務

- 第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 6 章 収集方法

- 第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

第 7 章 利用と利用目的による制限

- 第 7 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

1. 会費集金、管理
2. 文書の送付
3. 会員名簿、委員会名簿の作成
4. 役員及び理事、委員の選出
5. 各委員会活動

- 第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第 8 章 管理

- 第 9 条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 9 章 保管及び持ち出し等

- 第 10 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第 10 章 第三者提供の制限

- 第 11 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 11 章 第三者提供に係る記録の作成等

- 第 12 条 個人情報を第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 提供する対象者の氏名
 3. 提供する情報の項目
 4. 対象者の同意を得ている旨

第 12 章 第三者提供を受ける際の確認等

- 第 13 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 第三者が個人情報を取得した経緯
 3. 提供を受ける対象者の氏名
 4. 提供を受ける情報の項目
 5. 対象者の同意を得ている旨
(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第 13 章 情報開示等

- 第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 1 4 章 漏えい時等の対応

- 第 1 5 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第 1 5 章 研修

- 第 1 6 条 本会は、P T A 役員・理事及び特別委員会における委員長・副委員長に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第 1 6 章 改正

- 第 1 7 条 本会の「伊丹市立稲野小学校 P T A 個人情報取扱規定」は、総会において改正する。

付 則

この規定は平成 3 0 年 4 月 2 8 日より施行する。

伊丹市立稲野小学校 P T A 役員、会計監査及び委員選出規定

伊丹市立稲野小学校 P T A 会則第 10 条に基づき役員、会計監査及び理事、委員の選出規定を次の通り定める。

第 1 章 総則

第 1 条 本会の役員、会計監査及び理事、委員の選出にあたっては、一児童につき一回は役員又は委員を引き受けることを原則とする。ただし、役員経験者に関しては免除が適用される場合があり、この限りではない。

第 2 章 役員及び会計監査の選出

第 2 条 本会の役員及び会計監査の選出は次の通りとする。

1. 役員及び会計監査を選出するにあたりその事務を公正、円滑に処理するために選考委員会を設置する。
2. 選考委員会は候補者の推薦を広く会員より求める。
3. 選考委員会は年度終了時までに新年度役員及び監査役を選出し、本人の承諾を得て定期総会において承認を求める。

第 3 章 理事及び委員の選出

第 3 条 本会の理事及び委員の選出は次の通りとする。

1. 理事 各委員会において細則に基づき理事を選出する。
2. 学級委員 各学級及び学年より若干名選出する。
3. 地区愛護委員 地区の実情に応じた委員数を選出する。
4. 会長は次年度委員選出までに本規定及び細則に基づき、理事会の承認を得て次年度各委員会の定数と理事、委員選出の具体的な方法を告示する。

第 4 章 任期

第 4 条 役員、会計監査及び理事委員の任期は原則として次の定期総会の終結までとする。ただし会長を除く役員の再任は一期のみとし、その他の再任はその限りではない。

第 5 条 役員、会計監査及び理事委員に欠員が生じた時は、その後任を選出し理事会の承認を得る。

第 6 条 後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 改正

第 7 条 この規定を改正する場合、総会において 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

付 則

この会則は昭和 4 3 年 5 月 1 2 日より施行する。

平成 1 0 年 4 月 2 9 日	改正
平成 1 2 年 4 月 2 9 日	改正
平成 2 0 年 4 月 2 6 日	一部改正
平成 3 0 年 4 月 2 8 日	一部改正

伊丹市立稲野小学校 P T A 会費規定

第 1 条 本会の会費について次の通りとする。

1. 会費は一会員年額 3, 0 0 0 円とする。但し、活動状況等によりその額を減額することができる。
2. 会費を減額する場合は、理事会において 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
3. 会費は学校徴収金と併せて 5 月と 9 月に分納することとし、所定の金融機関から引き落とす。
4. 年度途中の転出入者の会費の取り扱いは、次の通りとする。
 - (1) 転入の場合…転入した後に発生する徴収月に会費を引き落とす。
 - (2) 転出の場合…既納の会費は返納しない。
5. 退会者の会費の取り扱いは、次の通りとする。
 - (1) 会費請求月以前の場合…会費を徴収しない。
 - (2) 会費請求月以後の場合…会費を徴収し既納の会費は返還しない。
6. 就学援助を受けている家庭は、会費の免除を受けることができる。

第 2 条 この規定を改正する場合は、総会において 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

付 則

この規定は平成 2 年 5 月 1 日より施行する。

平成 1 0 年 4 月 2 9 日	一部改正
平成 1 2 年 4 月 2 9 日	一部改正
平成 1 5 年 1 月 2 4 日	一部改正
平成 3 0 年 4 月 2 8 日	改正
令和 3 年 1 1 月 2 4 日	一部改正

伊丹市立稲野小学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 本会の慶事について次の通りとする。

1. 教職員が結婚した場合 祝金 5, 0 0 0 円

第 2 条 本会の弔意について次の通りとする。

1. 会員死亡の場合 香料 5, 0 0 0 円
檜 1 対、または供花 1 基
2. 会員の児童死亡の場合 香料 5, 0 0 0 円
檜 1 対、または供花 1 基

第 3 条 その他会長が認めた場合、慶弔の必要に応じ相当の意を表するものとする。

第 4 条 この規定を改正する場合は、総会において 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

付 則

この規定は昭和 4 3 年 5 月 1 2 日より施行する。

平成 1 0 年 4 月 2 9 日

一部改正

平成 1 2 年 4 月 2 9 日

一部改正

委員会及び委員選出細則

伊丹市立稲野小学校PTA会則第40条、及び役員、会計監査及び委員選出規定第3条に基づき委員会及び委員選出細則を定める。

委員会の構成

第1条 本会の委員会は、常置委員会及び特別委員会の2種とする。

第2条 学年委員会（各学年）
各学年委員会は各学級より選出された2名の学級委員及び学級担当教諭で構成する。
但し、再任が発生する場合は、この限りではない。

1. 各学年委員会は、それぞれ学年委員より互選で各学年委員長、副委員長を1名ずつ選出する。
2. 学年理事は学年担当教諭と密接な連携を保つ。

第3条 専門委員会
専門委員会は各学級及び学年より選出された1名もしくは2名の学級委員及び専門担当教諭で構成する。
各専門委員は、それぞれ専門委員より互選で委員長、副委員長を1名ずつ選出する。

1. 広報委員会
機関紙等を発行し会員への広報活動につとめる。
2. 文化委員会
会員相互の親睦をはかり、研修につとめる。
3. 保体委員会
会員の保健、体育の知識を深め、学校の関係行事に協力する。

第4条 地区愛護委員会
地区愛護委員会は地区の実情に応じて選出された地区愛護委員及び小地区担当教諭で構成する。

1. 地区愛護委員会は、委員より互選で委員長1名、副委員長2名を選出する。
2. 地区内の子どもの危険箇所の排除等、安全に関して必要な措置を講じるとともに非行防止につとめる。

第5条 教職員委員会
教職員委員会は本校の教職員で構成する。

1. 教職員委員会は、教頭が委員長の任にあたり副委員長は6学年委員長の所属するクラスの担任とする。
2. 各担当委員会の助言、指導につとめる。

第6条 選考委員会
選考委員会は学年委員会、広報委員会、文化委員会、保体委員会より各1名及び教職員委員会の委員長と地区愛護委員会より5名の計15名で構成し任務が終了するまで会を運営する。

1. 選考委員会の委員は互選により委員長、副委員長を選出する。

- 第 7 条 特別委員会
理事会において特別委員会の設置が承認された場合、会長はその目的、期間、委員選出方法を告示する。
1. 特別委員会は、それぞれ委員より互選で委員長、副委員長を 1 名ずつ選出する。
- 第 8 条 各委員会において各号に該当する委員は、その被選出の免除を受けることができる。
1. 役員、委員長並びに副委員長を経験した委員の委員長、副委員長への選出。
 2. 選考委員を経験した委員の再任。
- 第 9 条 委員選出
1. 学級編成後、すみやかに各学級の実情に応じて全会員の中より選出する。
 2. 選出するにあたっては、今まで委員をしたことがない会員を優先して互選により選出する。
 3. 同一会員で 2 学級以上に児童が在籍している場合は高学年の学級を優先する。
 4. 会長は理事会の承認のもと次年度委員の被選出を免除する基準を定めることができる。
 5. 選出に関する事務の執行は、理事会より派遣された選出担当者を中心に行う。
 6. 委員に欠員が生じた場合に備え、各学級及び学年はあらかじめ予備委員を選出することができる。
- 第 10 条 この細則を改正する場合、理事会において 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

付 則

この規定は平成 2 年 5 月 1 日より施行する。

平成 12 年 3 月 3 日	改正
平成 13 年 2 月 15 日	一部改正
平成 19 年 4 月 28 日	一部改正
平成 30 年 3 月 1 日	一部改正